

第 7 次岡谷市男女共同参画計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

岡谷市は、これまで国際社会の動向や、男女共同参画社会を踏まえた国や県の動きと連動して、女性政策、男女共同参画政策を推進し、平成 6 年に「岡谷市女性行動計画」、平成 12 年に「第 2 次岡谷市女性プラン」を策定するとともに、さらに、男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進することを目的として、平成 16 年に「岡谷市男女共同参画条例」を制定し、条例の基本理念に基づき「男女共同参画おかやプランⅢ～Ⅵ」を策定して、市民と協同により取り組んでまいりました。その結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や、慣習、しきたりが生活環境に根強く残っています。

全国的に、急速な人口減少と少子高齢化のほか頻発する自然災害、また社会のグローバル化が発展する中、デジタル化の進展など社会情勢は大きく変化し、人々の意識や生き方も多様化してきております。こうした中、活力ある社会を維持するためには、**男女の性別にとらわれず、多様性を認め合いながら、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる社会**が求められています。今後の取り組みを進めるためには、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえたジェンダー平等の視点を計画に盛り込むことも肝要です。

また女性をめぐる課題は、性的な被害、生活困窮、家庭の状況や地域社会との関係性等、複雑化、複合化、多様化していることから、安心して生活できる環境づくりが必要です。

令和 6 年度をもって「男女共同参画おかやプランⅥ」の計画期間が終了するため、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、国や県の男女共同参画計画等を熟思しながら、男女共同参画社会づくりを、総合的かつ効果的に推進するための指針となる、新たな計画を策定します。

2 計画の性格

- ① この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「岡谷市男女共同参画条例」第 10 条に規定する基本計画です。あわせて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」及び「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）**」に定める計画を包含したものとします。
- ② この計画は「岡谷市女性行動計画」「第 2 次岡谷市女性プラン」および、これまでの「男女共同参画計画」の基本的な考え方をさらに発展させ、新たな課題に対応した岡谷市の進むべき基本方針を示すものです。
- ③ 国の「男女共同参画基本計画」や県の「男女共同参画計画」、「第 5 次岡谷市総合計画」及び庁内部門別関連計画との整合を図ります。
- ④ 男女共同参画に関する市民意識調査や市民団体等との懇談会、男女共同参画審議会等で出された意見や提言を反映し、その実施に当たっては、市民と行政がともに積極的に取り組むため、市民、事業者、教育関係者等が具体的にどのように取り組むべきかわかりやすく示します。
- ⑤ 計画の進捗状況を客観的に把握、検証するため、できるかぎり目標値を設定します。

3 計画の期間

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間

4 計画の名称

～認め合い ともに輝く～

男 女 共 同 参 画 お か や プ ラ ン Ⅶ